

## 令和5年度新潟市における法令遵守の推進等に関する条例運用状況

	件数	概要	
不当要求行為	0件		
公益目的通報	1件	通報受理日	令和4年9月20日
		通報内容	パワハラと思われる事案が発生し、職員がハラスメント相談窓口に訴えているが、相談窓口から適切な対応がなされない。
		審査会市長報告日	令和5年9月22日
		審査会調査結果	<p>所管課は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2に規定する、雇用管理上、事業主として講ずべきハラスメント防止対策として、厚生労働省指針等(以下「指針等」という。)にもとづく対応をしているかを確認した。</p> <p>関係者からの事情聴取及び関係書類の調査を行い、事実関係を確認し審査した結果、事業主が講ずべき措置は実施されていた。</p>
		審査会意見	<p>今後、同様な案件が発生した場合に、より適正、かつ、適切な対応を可能とするために、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事情聴取を拒否した職員に対して、実態の把握にもっと積極的に取り組むべきであった。</li> <li>・ 被害者が安心して相談できる環境を整備することと職員への周知が重要である。</li> <li>・ パワハラ認定できないと判断したとしても、さらにこの安全配慮義務違反までも踏まえた調査を行うべきである。</li> </ul>
是正処置			

公益目的通報：  
(不受理) 2件